

求人者・求職者の皆様へ

株式会社クリエアナブキ 東京オフィス
有料職業紹介事業(37-ユ-010031)

● 取扱職種の範囲等

- ・ 職種 全職種
- ・ 地域 求人／日本国内
求職／日本国内

● 手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料は、別紙1の額を限度として申し受けます。
なお、入社した採用決定者が早期退職した場合は、別紙2のとおり、返戻金制度を設けています。
- ・ 求職者から手数料は一切申し受けません。

● 苦情の処理に関する事項

苦情の申出があった場合については、誠意を持って適切に処理いたします。

苦情申出先: 職業紹介責任者代表 神野 哲平
連絡先: 03-6451-1507

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者となります。
個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者代表となります。
2. 職業紹介責任者は、職業紹介担当者に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。
また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。
3. 求職者の個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
4. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとします。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。
5. 求職者等の個人情報に関して、当該業務に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処置担当者が誠意を持って適切な処理をすることとします。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者代表とします。

● その他

職業安定法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する事項については、
厚生労働省「人材サービス総合サイト」をご確認ください。

<<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>>

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

【2026/7/1】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容		手数料の額及び負担者
【一般登録型】	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)又は年収換算額の100%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。
	求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。
【サーチ/スカウト型】	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000,000円を超えない額 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)又は年収換算額の100%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。
【再就職支援型】	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 1,000,000円を超えない額 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)又は年収換算額の100%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号： 37-ユ-010031

事業所の名称及び所在地：

株式会社クリエアナブキ 東京オフィス

東京都渋谷区渋谷3-6-1

イースト渋谷ビル8F

返戻金制度について

当社は、紹介した方が早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。
返戻金制度の内容については、人材紹介申込書又は人材紹介契約書をご確認ください。
なお、紹介予定派遣等の派遣終了後の職業紹介においては、適用しない場合があります。

人材紹介基本契約書例

第〇条（報酬の返還）

甲に入社した採用決定者が、入社後6か月未満に本人の責による解雇又は自己都合により退職した場合は、次の算出額に消費税を加えた額を、甲の返還請求に基づき、乙は返還するものとし、請求日の属する月の翌月末日までに、甲が指定した銀行口座へ振り込むことにより支払うものとする。ただし、甲の責による退職・解雇など不測の事態による退職の場合には、乙は返還義務を負わないものとする。

- ① 入社日から1か月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の80%
- ② 入社日から1か月以上3か月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の50%
- ③ 入社日から3か月以上6か月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の10%

許可番号： 37-ユ-010031

事業所の名称及び所在地：

株式会社クリエアナブキ 東京オフィス

東京都渋谷区渋谷3-6-1

イースト渋谷ビル8F

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社クリエアナブキ東京オフィス

第1 求 人

- 1 本所は、第4の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、第4の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。直接来所できないときは、本所が運営するWEBサイトからのお申込みでも差し支えありません。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方につきましても、所定の求職票又は本所が運営するWEBサイトからお申込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら、求人者又は関係雇用主から別紙1の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 取扱職種の範囲等

- 1 本所の取扱職業は、全職種です。
- 2 本所が求人・求職を取り扱う地域は、日本国内です。

第5 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2025年7月1日

代表者 株式会社クリエアナブキ
代表取締役 楠戸 三則

個人情報適正管理について

事業所名 株式会社クリエアナブキ 東京オフィス

1. 当社の個人情報保護マネジメントシステム（CP/MS）に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。
2. 当事業所で取得する個人情報を取り扱う職員の範囲は、当事業所及び本社管理部の職員とする。
3. 当事業所の個人情報取扱責任者は、取締役事業推進部長 神野 哲平 とする。
4. 当社CP/MSの個人情報保護規程は、当事業所内に備え付ける。個人情報を取り扱う職員に対する教育、個人情報の開示・訂正、苦情処理に係る事項は、個人情報保護規程に定めるとおりとする。

苦情処理担当者
連絡先

取締役事業推進部長 神野 哲平
03-6451-1507

以 上

【2026/7/1】